

第250回愛知県大規模小売店舗立地審議会報告案件(法第6条第2項)

<変更> 1件

業態	店舗名	店舗面積	所在地	用途地域	主な届出内容	市町村意見	住民意見	県意見	備考
住・生活関連品 専門店	カメラガーデン幸田	9,117㎡	額田郡幸田町大字 高力字沖原1番地	近隣商業地域	○営業時間(24時間(一部午前9時、午前9時30分又は午前10時から午後8時まで)→24時間(一部午前7時、午前9時又は午前10時から午後8時まで)) ○駐車場利用可能時間帯(24時間(一部午前9時から午後8時まで)→24時間(一部午前6時から午後10時まで)) ○荷さばき可能時間帯(午前8時から午前0時まで(一部午前9時から正午まで、午前9時から午後1時まで又は午前8時から午後10時まで)→午前8時から午前0時まで(一部午前9時から正午まで、午前6時から午後10時まで又は午前8時から午後10時まで))	無	無	「なし」	